



「不祥事防止のためのチェックシートの改訂について」（通知）

（平成18年3月27日付け17教総第1379号福島県教育委員会教育長通知）

教職員による不祥事の防止については、再三にわたり注意を喚起してきたところでありますが、公立中学校教頭による飲酒運転・ひき逃げ事故と公立中学校教諭によるわいせつ行為事故が相次いで発生するなど、依然として教職員による不祥事が後を絶ちません。このような状況をふまえ、全教職員の服務倫理観及び自律心を高め、不祥事の絶無を期するために、近年の本県の不祥事の事例等を参考にして、平成15年5月21日15教総第176号により通知した「不祥事防止のためのチェックシート」を別紙のとおり改訂しました。つきましては、別紙チェックシートにより日頃の自分の行動、考え方等を振り返らせるなど、管内の小・中・養護学校の所属職員に対する不祥事防止のための指導にご活用下さい。

【不祥事防止チェックシート】

公金等の不正処理

公金等を適正に処理するためには、学校におけるあらゆる会計は私的なものではないことを認識しなければなりません。緊張感をもって公金等を取扱い、複数によるチェックで出納等を確認し、いつでも報告ができる状態にしておくことが求められます。

- 学級費などの学校徴収金について、一時的であっても、立替をしないようにしている。
- 学校徴収金は、原則として出納日当日に金融機関に払い込んでおり、ロッカーや机などに保管しないようにしている。
- 通帳から学校徴収金を引き出す際は、必ず管理職のチェックを受けるようにしている。
- 学校徴収金の出納については、いつでも報告ができるよう記録、整理を行っている。
- 学期ごとに出納簿の点検を受けている。
- 当該年度の収支終了後は、すみやかに決算書を作成して管理職の点検を受け、保護者に報告し、必要がある場合は保護者への返金などの処理を行っている。
- 保護者あての会計に関する文書はすべて校長名で発し、事前に管理職の確認を受けている。
- 人事異動や校内での配置転換に関しては、適切に会計事務を引き継いでいる。
- 納入業者からは、何らかの利益を受け取ったことはない。